

静岡県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第29号

静岡県財務規則の一部を改正する規則

静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部長 静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第1条に規定する部の長、<u>知事公室長</u>、地域外交局長及び出納局長をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>公室長</u> 知事公室の長をいう。</p> <p>(6) <u>局長等</u> 局長及び公室長をいう。</p> <p>(7) 局等 局並びに<u>政策企画部総務課、知事公室、文化・観光部総務企画課、危機管理部総務課及び出納局会計管理課</u>をいう。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>(14) 経理監等 経理監、<u>知事公室参事及び地域外交局参事並びに経営管理部総務局総務課、政策企画部総務課、文化・観光部総務企画課、危機管理部総務課及び出納局会計管理課</u>の長をいう。</p> <p>(15) 経理担当局長等 行政組織規則第10条の規定により置かれた管理局、<u>知事公室及び地域外交局並びに経営管理部総務局総務課、政策企画部総務課、文化・観光部総務企画課、危機管理部総務課及び出納局会計管理課</u>をいう。</p> <p>(16) 総務担当局長等 経理監等及び行政組織規則の規定により<u>局又は知事公室内</u>の予算及び経理の総括に関する事務を所掌する局</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部長 静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第1条に規定する部の長、<u>知事戦略局長</u>、地域外交局長及び出納局長をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5)及び(6) <u>削除</u></p> <p>(7) 局等 局並びに<u>危機管理部総務課及び出納局会計管理課</u>をいう。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>(14) 経理監等 経理監及び地域外交局参事並びに<u>知事戦略局総務課、危機管理部総務課、経営管理部総務局総務課及び出納局会計管理課</u>の長をいう。</p> <p>(15) 経理担当局長等 行政組織規則第10条の規定により置かれた管理局、<u>知事戦略局及び地域外交局並びに危機管理部総務課、経営管理部総務局総務課及び出納局会計管理課</u>をいう。</p> <p>(16) 総務担当局長等 経理監等及び行政組織規則の規定により<u>局内</u>の予算及び経理の総括に関する事務を所掌する局又は本庁に置</p>

又は本庁に置かれた課の長をいう。

(17)～(22)

(23) かい長 かいの長（美術館及びふじのくに地球環境史ミュージアムにあつては、副館長）をいう。

(24) かいの次長等 かいの予算を担当する次長（賀茂振興局、東部危機管理局、中部危機管理局及び西部危機管理局にあつては副局長、消防学校にあつては副校長、中央図書館にあつては副館長、環境衛生科学研究所、副所長を置く健康福祉センター及び静岡空港管理事務所にあつては副所長、副署長を置く警察署にあつては副署長）及び副校長（副校長を置かない学校にあつては、教頭）をいう。

(25)～(35) (略)

（危機管理部及び出納局におけるこの規則の適用）

第2条の3 危機管理部及び出納局におけるこの規則の規定の適用については、第7条第3項中「局長等」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」とし、第27条第2項中「当該予算を主管する局長等（以下「主管局長等」という。）」及び「主管局長等」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」とし、同条第7項、第32条第5項、第33条の3第1項第2号、第77条、第198条第1項第1号、別表第1の2及び別表第2の2中「局長等」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」とする。

（営繕企画課、営繕工事課及び設備課におけるこの規則の適用）

第2条の4 経営管理部財務局営繕企画課、営

かれた課の長をいう。

(17)～(22)

(23) かい長 かいの長（美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム及びふじのくに茶の都ミュージアムにあつては、副館長）をいう。

(24) かいの次長等 かいの予算を担当する次長（東部危機管理局、中部危機管理局、西部危機管理局及び賀茂振興局にあつては副局長、消防学校にあつては副校長、中央図書館にあつては副館長、環境衛生科学研究所、副所長を置く健康福祉センター及び静岡空港管理事務所にあつては副所長、副署長を置く警察署にあつては副署長）及び副校長（副校長を置かない学校にあつては、教頭）をいう。

(25)～(35) (略)

（危機管理部及び出納局におけるこの規則の適用）

第2条の3 危機管理部及び出納局におけるこの規則の規定の適用については、第27条第2項中「当該予算を主管する局長（以下「主管局長」という。）」及び「主管局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」とし、同条第7項、第32条第5項、第33条の3第1項第2号、第77条、第198条第1項第1号、別表第1の2及び別表第2の2中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」とする。

（営繕企画課、営繕工事課及び設備課におけるこの規則の適用）

第2条の4 経営管理部財務局営繕企画課、営

繕工事課及び設備課における建築関係の営繕工事（設計委託等を含む。）に係る支出負担行為等並びに入札執行（重要又は異例な支出負担行為等及び入札執行を除く。）に係るこの規則の規定の適用については、第27条第6項（第33条の5第1項において準用する場合を含む。）中「局長等」とあるのは「経営管理部理事（営繕担当）」と、第33条の3第1項第1号中「部長」とあるのは「経営管理部理事（営繕担当）」と、同項第2号中「局長等」とあるのは「経営管理部理事（営繕担当）」と、別表第1の2中「部長専決」及び「局長等専決」とあるのは「経営管理部理事（営繕担当）専決」とする。

（予算の査定）

第7条 財政課長は、送付を受けた予算関係調書を検討し、必要な調整を加えて、経営管理部長に提出するものとする。

2 経営管理部長は、前項の規定により提出された予算関係調書を審査して、予算調整案を作成し、知事の査定を受けるものとする。

3 財政課長又は経営管理部長は、前2項の規定による調整又は審査のため必要がある場合には、当該予算に係るある部局長、局長等及び本庁の課長等に書類の提出又は説明を求めることができる。

（予算案の作成）

第11条 経営管理部長は、第7条第2項の規定による知事の査定（第8条第2項において準用する場合を含む。）が終了したときは、これを整理し、部局長に通知するとともに、別に調製する県債、一時借入金及び歳出予算の各項の経費の金額の流用に係る事項とあわせて予算案を作成し、知事の決裁を受けるものとする。

（支出負担行為等の代決）

第27条 （略）

繕工事課及び設備課における建築関係の営繕工事（設計委託等を含む。）に係る支出負担行為等並びに入札執行（重要又は異例な支出負担行為等及び入札執行を除く。）に係るこの規則の規定の適用については、第27条第6項（第33条の5第1項において準用する場合を含む。）中「局長」とあるのは「経営管理部理事（営繕担当）」と、第33条の3第1項第1号中「部長」とあるのは「経営管理部理事（営繕担当）」と、同項第2号中「局長」とあるのは「経営管理部理事（営繕担当）」と、別表第1の2中「部長専決」及び「局長専決」とあるのは「経営管理部理事（営繕担当）専決」とする。

（予算の査定）

第7条 経営管理部長は、予算関係調書に必要な調整を加えて、予算調整案を作成し、知事の査定を受けるものとする。

2 経営管理部長は、前項の規定により提出された予算関係調書を審査して、予算調整案を作成し、知事の査定を受けるものとする。

3 財政課長又は経営管理部長は、前2項の規定による調整又は審査のため必要がある場合には、当該予算に係るある部局長、局長等及び本庁の課長等に書類の提出又は説明を求めることができる。

（予算案の作成）

第11条 経営管理部長は、第7条の規定による知事の査定（第8条第2項において準用する場合を含む。）が終了したときは、これを整理し、部局長に通知するとともに、別に調製する県債、一時借入金及び歳出予算の各項の経費の金額の流用に係る事項とあわせて予算案を作成し、知事の決裁を受けるものとする。

（支出負担行為等の代決）

第27条 （略）

2 部長が不在のときは当該予算を主管する局長等（以下「主管局長等」という。）が、部長及び主管局長等がともに不在のときは当該予算を主管する本庁の課長が第26条第1項及び第2項の規定により部長が専決処理することができる事務を代決することができる。

3～5 （略）

6 局長等が不在のときは、当該予算を主管する本庁の課長が第26条第1項及び第2項の規定により局長等が専決処理できる事務を代決することができる。

7 （略）

8 事務局等の課長が不在のときは、事務局等の課の予算を担当する課長補佐（警察本部にあつては、次席）が第26条第1項及び第2項の規定により事務局等の課長が専決処理することができるその事務を代決することができる。

9・10 （略）

（契約）

第32条 （略）

2～4 （略）

5 第1項第1号及び第3号の契約並びに同項第4号の契約（第2項に規定する契約に限る。）のうち、契約金額が1件5,000万円未満のものは、局長等及び事務局長等が専決処理することができる。

6 （略）

（入札執行の専決）

第33条の3 本庁の課における入札執行は、専決処理事項として別に指定するもののほか、次に掲げる区分により専決処理することができる。ただし、重要又は異例なものについては、この限りでない。

(1) （略）

(2) 局長等

ア～オ （略）

2 部長が不在のときは当該予算を主管する局長（以下「主管局長」という。）が、部長及び主管局長がともに不在のときは当該予算を主管する本庁の課長が第26条第1項及び第2項の規定により部長が専決処理することができる事務を代決することができる。

3～5 （略）

6 局長が不在のときは、当該予算を主管する本庁の課長が第26条第1項及び第2項の規定により局長が専決処理できる事務を代決することができる。

7 （略）

8 事務局等の課長が不在のときは、事務局等の課の予算を担当する課長代理（議会事務局にあつては課長補佐、警察本部にあつては次席）が第26条第1項及び第2項の規定により事務局等の課長が専決処理することができるその事務を代決することができる。

9・10 （略）

（契約）

第32条 （略）

2～4 （略）

5 第1項第1号及び第3号の契約並びに同項第4号の契約（第2項に規定する契約に限る。）のうち、契約金額が1件5,000万円未満のものは、局長及び事務局長等が専決処理することができる。

6 （略）

（入札執行の専決）

第33条の3 本庁の課における入札執行は、専決処理事項として別に指定するもののほか、次に掲げる区分により専決処理することができる。ただし、重要又は異例なものについては、この限りでない。

(1) （略）

(2) 局長

ア～オ （略）

(3) (略)

(会計管理者の行う職務の専決)

第69条 会計管理者の行う職務については、次に定める区分に従い専決処理することができる。ただし、異例のものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 出納局集中化推進課長（以下「集中化推進課長」という。）の職にある出納員の専決事項

ア 局等（出納室を除く。以下この条において同じ。）及び事務局に配当又は再配当された予算のうち、賃金及び旅費で、1件300万円以上のものの支払

イ 局等及び事務局に配当又は再配当された予算のうち、報償費（買上金を除く。）で、1件300万円以上2,000万円未満のものの支払

(4)・(5) (略)

(6) 出納局集中化推進課長代理（以下「集中化推進課長代理」という。）の職にある出納員の専決事項

ア 局等及び事務局に配当又は再配当された予算のうち、賃金及び旅費で、1件30万円以上300万円未満のものの支払

イ 局等及び事務局に配当又は再配当された予算のうち、報償費（買上金を除く。）で、1件300万円未満のものの支払

(7) (略)

(8) 出納局集中化推進課審査第1班長、審査第2班長、審査第3班長又は審査第4班長（以下「集中化推進課班長」という。）の職にある出納員の専決事項

ア 局等及び事務局に配当又は再配当された予算のうち、賃金及び旅費で、1件30万円未満のものの支払

イ 局等及び事務局に配当又は再配当され

(3) (略)

(会計管理者の行う職務の専決)

第69条 会計管理者の行う職務については、次に定める区分に従い専決処理することができる。ただし、異例のものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 出納局集中化推進課長（以下「集中化推進課長」という。）の職にある出納員の専決事項

ア 賃金及び旅費で、1件300万円以上のものの支払（教育委員会事務局及び警察本部に係るものを除く。イ、第6号ア及びイ並びに第8号ア及びイにおいて同じ。）

イ 報償費（買上金を除く。）で、1件300万円以上2,000万円未満のものの支払

(4)・(5) (略)

(6) 出納局集中化推進課長代理（以下「集中化推進課長代理」という。）の職にある出納員の専決事項

ア 賃金及び旅費で、1件30万円以上300万円未満のものの支払

イ 報償費（買上金を除く。）で、1件300万円未満のものの支払

(7) (略)

(8) 出納局集中化推進課審査第1班長、審査第2班長、審査第3班長又は審査第4班長（以下「集中化推進課班長」という。）の職にある出納員の専決事項

ア 賃金及び旅費で、1件30万円未満のものの支払

イ 報酬、給料、職員手当等及び共済費の

た予算のうち、報酬、給料、職員手当等及び共済費の支払

(9)・(10) (略)

(出納員の事務の専決)

第72条の2 (略)

2 出納室及び別表第6のかい(教育事務所を除く。)に属する報酬(委員報酬等に限る。)、給料、職員手当等、報償費(買上金を除く。)
及び旅費の支払については、異例なものを除き、第69条各号に定める区分により専決処理することができる。この場合において、同条第3号ア中「局等(出納室を除く。以下この条において同じ。)
及び事務局に配当又は再配当された予算」とあり、並びに同号イ、第6号及び第8号中「局等及び事務局に配当又は再配当された予算」とあるのは「出納室及び別表第6のかい(教育事務所を除く。)
に再配当又は令達された予算」と読み替えるものとする。

3 (略)

支払

(9)・(10) (略)

(出納員の事務の専決等)

第72条の2 (略)

2 (略)

3 出納室及び別表第6右欄に掲げるかい(教育事務所を除く。)に属する報酬(委員報酬等に限る。)、給料、職員手当等、報償費(買上金を除く。)
及び旅費の支払については、異例なものを除き、当該支払を第69条に規定する会計管理者の行う職務とみなして、同条第3号、第6号及び第8号の規定を適用することができる。

4 別表第7に掲げるかいに属する報酬(委員報酬等に限る。)、報償費(買上金を除く。)
及び旅費の支払については、異例なものを除き、当該支払を第69条に規定する会計管理者の行う職務とみなして、同条第3号、第6号及び第8号の規定を適用することができる。
この場合において、第69条第3号中「出納局集中化推進課長(以下「集中化推進課長」という。)
とあるのは「出納審査課長」と、同

(死亡等の場合の引継ぎ)

第77条 出納者、分任出納員又は徴税分任出納員が死亡その他の事故により自ら引継ぎをすることができないときは、所属の局長等（会計管理者が死亡その他の事故により自ら引継ぎをすることができないときにあつては出納局次長、出納局次長の職にある出納員が死亡その他の事故により自ら引継ぎをすることができないときにあつては出納局長）、事務局等の課長又はかい長は、その旨を会計管理者に報告し、その指示を受けなければならない。この場合において、出納員（出納局の出納員を除く。）及び分任出納員（出納局の分任出納員を除く。）に係る報告については、出納局次長の職にある出納員を経由するものとする。

(収入調定及び支出命令の専決)

第79条 (略)

2・3 (略)

(かいの次長等の専決)

条第6号中「出納局集中化推進課長代理（以下「集中化推進課長代理」という。）とあるのは「出納審査課長代理」と、同条第8号中「出納局集中化推進課審査第1班長、審査第2班長、審査第3班長又は審査第4班長（以下「集中化推進課班長」という。）とあるのは「出納局出納審査課県費第1班長又は県費第2班長」とする。

(死亡等の場合の引継ぎ)

第77条 出納者、分任出納員又は徴税分任出納員が死亡その他の事故により自ら引継ぎをすることができないときは、所属の局長（会計管理者が死亡その他の事故により自ら引継ぎをすることができないときにあつては出納局次長、出納局次長の職にある出納員が死亡その他の事故により自ら引継ぎをすることができないときにあつては出納局長）、事務局等の課長又はかい長は、その旨を会計管理者に報告し、その指示を受けなければならない。この場合において、出納員（出納局の出納員を除く。）及び分任出納員（出納局の分任出納員を除く。）に係る報告については、出納局次長の職にある出納員を経由するものとする。

(収入調定及び支出命令の専決)

第79条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定にかかわらず、教育内部規則第2条第2号に規定する本庁に配当又は再配当された予算のうち、旅費その他別に定める経費に係る支出の命令については、教育委員会教育総務課長（職員の内国旅行（別に定める旅行を除く。）の出張に係る旅費に係る支出の命令にあつては、教育委員会教育総務課集中化推進班長。第80条の2第5項において同じ。）が専決処理することができる。

(かいの次長等の専決)

第80条の2 (略)

2～4 (略)

(収入未済金の繰越調定)

第83条の3 (略)

2 前項の規定による調定は、繰越調定内訳表を添えてしなければならない。

(検査の範囲)

第198条 知事は、職員をして、次に掲げる者の行う予算の執行及び会計事務について検査を行わせるものとする。

(1) 部局長、局長等及び本庁の課長等

(2)～(5) (略)

2～4 (略)

第80条の2 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定にかかわらず、別表第7のかに属する報酬(委員報酬等に限る。)、報償費(買上金を除く。)及び旅費に係る支出の命令については、教育委員会教育総務課長が専決処理することができる。

(収入未済金の繰越調定)

第83条の3 (略)

2 前項の規定にかかわらず、収入調定者は、同項の規定により繰り越した収入未済金で当該年度の末日までに収入されないものについては、翌年度に繰り越すため、その翌日に調定し、以後、収入されるまでこれを繰り越さなければならない。

3 前2項の規定による調定は、繰越調定内訳表を添えてしなければならない。

(検査の範囲)

第198条 知事は、職員をして、次に掲げる者の行う予算の執行及び会計事務について検査を行わせるものとする。

(1) 部局長、局長及び本庁の課長等

(2)～(5) (略)

2～4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1の2中「局長等専決」を「局長専決」に改める。

別表第2の2中「局長等又は事務局長等専決」を「局長又は事務局長等専決」に改める。

別表第5 東部出納室の項中「熱海財務事務所」の前に「東部危機管理局、」を加え、「東部危機管理局」及び「土肥高等学校」を削り、同表中部出納室の項中「静岡財務事務所」の前に「中部危機管理局、消防学校、環境放射線監視センター、」を加え、「消防学校、環境放射線監視センター」を削り、「計量検定所」の次に「ふじのくに茶の都ミュージアム」を加え、「中部危機管理局」を削り、同表西部出納室の項中「磐田財務事務所」の前に「西部危機管理局、」を加え、「西部危機管理局」及び「佐久間高等学校」を削る。

別表第6 東部出納室の項中「熱海財務事務所」の前に「東部危機管理局、」を加え、「東部危機管理局」を削り、同表中部出納室の項中「静岡財務事務所」の前に「中部危機管理局、消防学校、環境放射線監視センター、」を加え、「消防学校、環境放射線監視センター」を削り、「美術館」の次に「ふじのくに」

地球環境史ミュージアム」を加え、「計量検定所」の次に「、ふじのくに茶の都ミュージアム」を加え、「、中部危機管理局」を削り、同表西部出納室の項中「磐田財務事務所」の前に「西部危機管理局、」を加え、「、西部危機管理局」を削る。

別表に次の1表を加える。

別表第7（第72条の2、第80条の2関係）

かい名
静岡教育事務所、静岡教育事務所、埋蔵文化財センター、中央図書館、総合教育センター、焼津青少年の家、観音山少年自然の家

様式第28号から様式第29号（その4）まで、様式第31号、様式第33号の2、様式第41号（その1）から様式第41号（その4）まで、様式第46号（その1）、様式第46号（その2）及び様式第48号から様式第49号の2までの規定中「局長等」を「局長」に改める。

様式第111号の2中「用紙規格 縦16.2センチメートル、横21センチメートル、1.5センチメートル1/6ガイド付」を「用紙 日本工業規格A4横型」に改める。

様式第111号の3中「用紙規格 縦16.2センチメートル、横22.5センチメートル、1.5センチメートル1/4ガイド付」を「用紙 日本工業規格A4横型」に改める。

様式第112号中「用紙規格 縦16.2センチメートル、横21センチメートル、1.5センチメートル1/6ガイド付」を「用紙 日本工業規格A4横型」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県財務規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。